

議会改革の主な取り組み

項目	実施時期	趣旨
1. 本会議のケーブルテレビでの放映	平成8年3月定例会～	<p>山陰ケーブルビジョン（株）により放映</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成8年3月～ 旧松江市エリア全域で録画中継開始 ●平成17年5月～ 旧松江市エリア全域で同時中継開始 <p>※順次、旧町村エリアへの拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成20年4月～ 市内全域で同時中継
2. 議会ホームページの開設	平成9年4月1日～	<p>市議会の概要、議員紹介、傍聴案内、請願・陳情のしくみ、会議日程、議決結果、本会議録等の内容について掲載。</p> <p>平成18年から一般質問の発言者及び発言通告項目、視察報告を掲載。</p> <p>平成28年から定例会終了後、当該定例会会議録のホームページへの掲載までの間、一般質問の発言者ごとに音声データを掲載。</p>
会議録検索システム	平成13年4月～	<p>本会議会議録を掲載。発言者、発言内容などから検索可能。</p>
3. 車椅子対応傍聴席の整備	平成16年～	—————
4. 議員報酬の日割り計算による支給	平成17年5月23日以後～	<p>平成17年5月臨時会で条例改正。</p> <p>議員報酬は、1日在籍でも1月分支給されていたが、その職に就いた当日分から支給することに改めた。</p>
5. 議案補足資料の充実	平成18年3月定例会～	<p>委員会での審査を活発にするため、議案の補足説明のための資料を配付することとした。（条例等説明資料、予算説明資料、主要施策の成果及び実績報告書）</p>
6. 一般質問における一問一答方式の導入	<p>試行 平成17年9月定例会～ 本格導入 平成18年3月定例会～</p>	<p>それまでの一般質問は一括方式（一括質問、一括答弁）のみで、質問者の質問項目が多数になった場合、傍聴者やケーブルテレビ視聴者には、答弁がどの項目について行われているか分かりにくいことがあった。</p> <p>このような弊害をなくすため、質疑・答弁の内容が分かりやすい一問一答方式の導入が検討され、平成17年9月定例会から試行、その後平成18年1月に会派代表者会議で協議の上、平成18年3月定例会から本格導入することに決定した。</p> <p>一問一答方式による質問は、対面式で、議員の質問は、別途設けた質問席で行うこととした。（執行部の答弁は自席で行う。）</p>
7. 政策連絡会の設置	平成18年5月～	<p>執行部が市の主要な事業に着手する場合や、主要な事業の進捗状況等について議員に説明し、執行部と議会の市政に関する情報の共有化を図ることを目的として設置された。</p> <p>会議は非公開で、必要に応じ開催される。</p>

項目	実施時期	趣旨
8. 携帯電話へのメール配信	試行 平成18年10月～ 本格導入 平成25年12月～	議会の事務連絡、緊急連絡事項等のメール配信を行うもの。
9. 予算特別委員会記録のホームページ掲載	平成19年6月～	平成19年委員会分から掲載（PDF形式）。
10. 予算特別委員会審査の充実	平成20年2月定例会～	平成19年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が公布され、公営企業会計、出資法人等を含めた連結決算により地方公共団体の財政の健全化を公表することとなったため、議会においても予算審査の充実を図る必要が生じた。 平成19年まで予算特別委員会では一般会計当初予算のみの審査としていたが、平成20年からは全ての会計の当初予算（一般会計、特別会計、企業会計）について、議長を除く議員全員で審査している。
11. 議場における議員の呼称の見直し	平成20年12月定例会～	「〇〇君」から「〇〇議員」に改めた。
12. 議会基本条例の制定	平成20年12月定例会 （平成20年12月25日公布、施行）	<p>【制定の経過】</p> <p>●平成19年12月定例会 議会改革特別委員会を設置（5会派から選出された12人の委員で構成）（※議長提案をきっかけに、会派代表者会、議会運営委員会での了承を経て設置） [付託事件] ①議員定数に関する調査 ②議員報酬等に関する調査 ③議会の活性化及び改革に関する調査</p> <p>●平成20年2月 議会改革特別委員会 各会派から提出された議会改革に関する課題を取りまとめ、以下の16項目を検討することに決定。 ①議員報酬、②期末手当、③費用弁償、④行政視察旅費、⑤海外視察旅費、⑥政務調査費、⑦議会の会期、⑧議案審議のあり方、⑨議会への市民参加と市民への議会報告、⑩議会広報の発行、⑪決算審査の充実、⑫議事の公開、⑬議会運営と住民参加、⑭事務局体制（機能）、⑮議員の複数常任委員会所属、⑯一般質問</p> <p>●平成20年4月 議会改革特別委員会 議会改革の課題項目のほとんどが議会基本条例に包含されることから、議会基本条例の制定を検討することを決定</p> <p>●平成20年5月 議会改革特別委員会 議会基本条例の素案作成のため小委員会を設置（5会派から選出された6人の委員で構成）</p>

項目	実施時期	趣旨
12. 議会基本条例の制定 (続き)		<ul style="list-style-type: none"> ●平成20年10月 議会改革特別委員会 議会基本条例案と条例解説文を作成、パブリックコメント募集を決定 ●平成20年11月 パブリックコメントの実施 (11/1～11/30) 公民館長会、町内会・自治会連合会での説明及び意見聴取 ●平成20年12月 議会改革特別委員会 議会基本条例最終案作成 ●平成20年12月定例会 議会基本条例の上程、可決
13. 委員会における自由 討議の実施 ※議会基本条例 第11条関係	平成21年2月定例会～	議会基本条例第11条第2項で、議案等を審議し結論を出す場合は、議員相互間の十分な議論を尽くして合意形成に努めるものとする規定しており、これを具現化するため、常任委員会の審査において、必要に応じ実施している。
14. 委員会での請願・陳 情審査の際の趣旨説 明導入 ※議会基本条例 第6条第4項関係	平成21年2月定例会～	請願・陳情提出時に請願者・陳情者からの申し出があれば、必要に応じて(委員会に諮って)趣旨説明を受けることができるとしている。
15. 本会議への市長等 に対する出席要求 ※議会基本条例 第11条関係	平成21年～	本会議への執行部に対する出席要求は必要最小限にとどめることとした。 特に臨時会において、上程議案に直接関係ない部長等に対しては、原則として説明員としての出席は求めない。
16. 閉会中における常任 委員会の所管事務 調査	平成21年6月定例会～	常任委員会の審査の充実を図るため、平成21年6月定例会において、所管事務の閉会中の継続調査について議決を行い、閉会中であっても常任委員会を随時開催し、所管事務調査を行うことができるようにした。 以後、議員改選の際あるいは市の事務分掌が変更された場合、同様の議決を行っている。
17. 1日1常任委員会の 開催	平成21年6月定例会～	1日2常任委員会の開催の場合、所属議員の少ない会派や会派に所属しない議員などが全ての委員会の審査状況を把握できないという問題があり、これを改善するため、毎年9月定例会及び議員改選の年の2月又は3月定例会を除く各定例会においては1日1常任委員会の開催とした。

項目	実施時期	趣旨
18. 決算特別委員会審査の充実	平成21年9月定例会～	<p>「10. 予算特別委員会の審査の充実」の項で記した理由により、予算審査と同様、決算審査の充実を図る必要が生じた。</p> <p>平成20年まで決算特別委員会では一般会計決算、各特別会計決算を16人～17人の委員により審査していたが、平成21年からは全ての会計の決算（一般会計、特別会計、企業会計）について、議長及び議会選出の監査委員を除く議員全員で審査している。</p>
19. 議会広報紙の発行 ※議会基本条例 第19条関係	平成21年12月1日発行	<p>平成21年5月に議会広報等特別委員会を設置し、まつえ市議会だよりを年4回発行することに決定。</p> <p>議会広報等特別委員会では、平成21年12月1日に創刊号を発行、平成30年4月現在34号まで発行済。</p>
20. 議会報告会開催 ※議会基本条例 第7条関係	平成22年1月～	<ul style="list-style-type: none"> ●平成21年度～ 全29公民館区で開催 第1回（平成22年1月開催）参加人数 1,122人 第2回（平成23年1月開催）参加人数 975人 第3回（平成24年1月開催）参加人数 921人 第4回（平成26年1月開催）参加人数 856人 ●平成27年度 公民館ブロック単位（5会場）で開催 第5回（平成27年5月開催）参加人数 249人
21. 議員研修会の開催 ※議会基本条例 第14条関係	平成22年11月～	<p>議員の政策形成及び政策立案能力の向上を図るため、年1回実施している。</p>
22. 政策条例研究会の設置	平成24年7月	<p>条例及び政策に関する調査・研究に取り組み、政策提言、政策条例の策定を目指すため設置された。</p>
松江市議会初の政策条例「松江市自転車安全利用条例」の制定	平成26年6月定例会	<p>【制定の経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成24年9月 各会派から議員11名を選出し、取り組み開始。 ●平成24年11月 松江市の抱えている課題や条例テーマについて各委員がプレゼンテーションし、9つのテーマをもとに意見集約した結果、自転車の安全な利用の促進に関することに絞り研究を進めることを決定。 ●平成25年1月 （一財）地域開発研究所の牧瀬稔氏を講師に招き、条例策定作業の進め方に関する勉強会開催。 ●平成25年2月 平成24年からの議論を踏まえ、条例のテーマ「（仮称）自転車の安全な利用の促進に関する条例」と条例案策定までの作業工程を改選（平成25年4月）後の議会へ申し送ることに決定。

項目	実施時期	趣旨
<p>松江市議会初の政策 条例「松江市自転車 安全利用条例」の制 定 (続き)</p>	<p>平成26年6月定例会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●平成25年7月 改選前の研究会の決定事項について議論を深めることを確認するとともに、2部会を設置して、分担して調査研究活動を進めることに決定 ●平成25年8月～10月 各部会に分かれての調査。 第1部会では条例の必要性を示すデータを収集するための聞き取り調査や現地調査を実施した。 第2部会では他市の条例を調査した上で松江市の条例案に関する参考資料を作成した。 ●平成25年11月 両部会の調査結果を相互に報告し、自転車利用者の実態や通行環境整備の必要性、また松江市の自転車の分担率が全国平均よりも高いという事実に鑑み、自転車の安全利用に関する条例制定が必要であることを再確認した。 ●平成25年12月 条例の骨子案に入れるべき条項を決定した。 ●平成26年1月 骨子案に入れることを決定した条項の具体的内容に関する議論を行い、条例の骨子案を作成した。 ●平成26年2月 警察署、自転車商協同組合等からの骨子素案に対する意見聴取の結果などをもとに議論を行い、条例骨子案を作成した。 ●平成26年4月 条例骨子案についてのパブリックコメントを実施するとともに各関係団体への説明会を実施。 いただいた意見をもとに議論を行い、条例骨子を作成した。 ●平成26年5月 条例骨子をもとに条例案、条例逐条解説案を作成。 ●平成26年6月定例会 政策条例研究会委員による議員提出議案として条例を上程し、可決された。

項目	実施時期	趣旨
23. 松江市議会災害発生時対応要領及び災害発生時の議員行動マニュアル策定	平成27年2月	近年の自然災害が大規模化、多様化する中、議会として、大規模災害がいつ市内で発生したとしても、迅速に市民の安全確保と災害復旧に向けた活動が行えるような体制を整えておく必要があることから、議長が発議し、議会運営委員会の了承を得て策定した。
24. 政務活動及び議案審査等におけるタブレット端末の活用	平成28年3月	政務活動及び議案審査等の補助ツールとしてタブレットを活用するため、定例会、委員会資料及び議会日程等をクラウドサーバに保存し、全議員が閲覧できるようにしている。 タブレットは議場、委員会室への持ち込みが許可されている。(※スマートフォンは対象外)
25. 政務活動費収支報告書及び視察報告書の公開	平成28年～ (平成27年度分～)	政務活動費支出の透明性を高めるため、収支報告書を市情報公開コーナー及び議会図書室で自由に閲覧できるようにするとともにホームページ上で公開することとした。 また視察報告書については、市情報公開コーナー及び議会図書室で自由に閲覧できるようにすることとした。
26. 予算特別委員会の常任委員会化	平成28年2月定例会設置	当初予算の審査のみにとどまらず、予算執行状況及び主要事業の進捗状況について、年間を通じて調査できるようにするため設置した。 その所管事項は、各会計当初予算、一般会計補正予算並びに予算関連議案(予算と一体的に審査することが望ましい議案として議会運営委員会で決定されたもの)としている。
27. 一般会計補正予算の常任委員会への分割付託取り止め ※予算委員会分科会における議案採決の取り止め	平成28年6月定例会～	予算委員会設置前においては、一般会計補正予算は、各常任委員会の所管ごとに分割付託し、分割付託された常任委員会では、分割された議案に対して討論、採決まで行っていた。 しかしながら、議案不可分の原則からして、議案を分割することは議案としての体裁と実体を失わせるものであり、できないとの行政実例もあることから、各常任委員会への分割付託をやめ、予算委員会に一体的に付託することとした。 そして、詳細審査は予算委員会を除く各常任委員会を分科会とし、予算委員会から各分科会の所管ごとに分担して行う方式に改めた。 なお、分科会における審査は質疑までとし討論、採決は全体会のみ行う方式に改めた。
28. 決算特別委員会分科会における議案採決の取り止め	平成28年9月定例会～	一般会計補正予算と同様、一般会計決算についても、決算特別委員会から各分科会へ分割付託し、分割付託した決算について討論、採決まで行っていたが、予算委員会と同様の審査方式に改め、各分科会における審査は質疑までとし、討論、採決は決算特別委員会全体会において行うこととした。

項目	実施時期	趣旨
29. 議会中継の拡大（一般質問のインターネット配信（録画のみ））	平成30年4月以降	一般質問のケーブルテレビでの中継に加え、ケーブルテレビで中継した映像をインターネットで録画配信する。（ただし配信期間は、当該定例会会議録のホームページへの掲載までの間とする。）
30. 政務活動費収支報告書関係書類のインターネット公開	平成30年～ （平成29年度分～）	政務活動費支出の透明性を高めるため、領収書等を含め全ての収支報告関係書類をホームページ、事務局、本庁情報公開コーナーで公開することに決定。